

新検査行政の焦点

○五年度の検査行政は「画期的」な方向転換を打ち出した。九〇年代のデフレ不況下の不良債権処理 ○二年秋からの「金融再生プログラム」下の緊急対応型特別検査による資産査定から、「評定制」による自主的な経営改善への動機付けと検査における利用者保護の重視など、状況の変化を取り入れた平常時における検査への転換だ。

西原政雄 金融庁検査局長に聞く

自主的経営改善への動機付けとなる 検査を実施

資産査定中心から本来のプロセス・チェック重視へ

検査行政は、金融改革プログラムの趣旨に沿って、新たなフェーズに入る。ポイントは、金融検査を金融機関の自主的な経営改善につなげていくことだ。その観点から、「金融検査に関する基本指針」を策定することで手続の透明性、予測可能性を高めたほか、「金融検査評定制」の導入とその後の選択的行政対応によって、経営改善へのインセンティブを与えることにした。

検査の透明性・
予測可能性を高める

「検査基本指針」「評定制」の枠組みが提示され、〇五事務年度の検査方針も発表された。金融監督が危機モードから平時モードへ移行するなか、検

査行政はどのように変わって
くのか

金融再生プログラムでは不良債権問題への緊急対応に重点をおいていたが、今後は、金融改革プログラムでも示しているように、民の力を中心に望ましい金融システムを実現する未来志

向のフェーズに移っていく。

そうしたなかで検査に関して
は三つの柱がある。第一は、自主的・持続的な経営改善に結びつくような検査を行うこと、第二は金融検査の透明性・予測可能性を高めること、第三は効率的な検査ということ。こう

した点を実現するために、「基本指針」「評定制」「検査上の運用改善」をまとめた。

第一については、まず、金融機関の自主的な経営改善に向けた動機付けとなるよう評定制を導入する。基本指針で五つの基本原則を示したが、「補強性

金融検査 評定制度 のポイント

リスク管理態勢のレベル感を示し、 経営改善への動機付けに 四段階評価で選択的行政対応へ反映

金融庁 検査局 総務課
調査室長 黒澤 利武
課長補佐 瀬戸口 孝治

金融庁は、昨年一二月二四日に公表された金融改革プログラムにおいて、現在の金融システムを巡る局面を「不良債権問題への緊急対応から脱却し、未来志向の局面（フェーズ）に転換しつつある」としたうえで、望ましい金融システムを「民」の力により実現するための具体的な施策の一つとして、「検査における評定制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応」を提案した。これを受け、当庁は、外部有識者を加えた「評定制度研究会」を検査局内に設けた。当研究会では、評定制度のあり方について専門的

・技術的観点から一四回にわたる検討を重ね、その成果として「評定制度研究会報告書」（以下「報告書」）をとりまとめたところである。今般、当庁は、報告書等をふまえて「金融検査評定制度（FIRIST、注）」を策定し、検査局長通達〇五年七月一日付）として発出した。金融検査評定制度の基本的な考え方や内容については、同報告書に詳述されているところであるが、本稿では、金融検査評定制度（FIRIST）のポイントについて紹介することとした（注：略称FIRIST = Financial Inspection Rating System）。

攻めのリスク管理態勢 の構築へ

評定制度導入に至った背景には、金融システムを巡る局面が一つの大きな転換点を迎えているとの認識がある。バブル崩壊以来、長きにわたり金融セクターをさいなんできた不良債権問題にも、ようやく正常化への道

筋がみえつつある。さらに周囲に目を転ずれば、規制緩和、技術革新、グローバル化等、めざましい環境変化が進展している。

こうしたなか、金融機関には守りのリスク管理一辺倒ではなく、リターンもふまえた、いわば攻めのリスク管理態勢の構築が求められてきている。自らの

体力や特性に照らしてふさわしいビジネスモデルを自ら構築していくことが、金融機関に期待される新しい経営のあり方となってきたのである。そのバックボーンとなるのは、ガバナンス、すなわち各金融機関の経営管理のあり方である。

経営管理とは、たんに問題が起らないように組織を内部管

理するだけにとどまらず、さらに進んで、将来を見据えた戦略を統一的な管理体制の下で築き上げるプロセスでもある。

こうした時代認識のもと、あらためて、「民」と「官」の適切な距離感を見出すことが求められていると考える。そもそも金融機関経営のあり方は、「民」の自己責任で決めるのが

○五検査事務年度検査基本方針 および検査基本計画

個人情報保護、説明責任など利用者保護を重視

金融庁 検査局 総務課
課長補佐 木村 隆

金融庁は、七月八日、「平成一七検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」（以下、「検査基本方針等」という。）を公表し、○五検査事務年度における検査の実施方針や実施予定数を明らかにしたところである。今回の検査基本方針は、昨年一二月に「金融改革プログラム」が策定されて以降初めてのものであり、同プログラムに沿った内容となっている。

「評定制度」を ふまえた検査

本事務年度においては、金融機関の自主的かつ持続的な経営改善に向けた取り組みを促進するため、七月一日に策定・公表した「金融検査に関する基本指針」にのっとった検査を実施するとともに、「金融検査評定制

度」をふまえた取り組みを行うこととしている。このほかに、検査モニター制度の運用改善や、指摘事例集の公表などにより、一層の検査の透明性、予測可能性、効率性および実効性の向上を図ることとしている。

また、検査における重点事項として、①利用者保護への対応 ②中小企業の事業再生や地

域の再生・活性化への対応 ③プロセス・チェックに重点をおいた法令等遵守態勢およびリスク管理態勢の広範な検証 ④金融の国際化・構造変化への対応、を掲げたところである。

検査重点事項

例年、検査基本方針は、何を検証するかという重点事項を中

心に構成されているが、今回の検査基本方針は、「金融検査に関する基本指針」および「金融検査評定制度」が策定、公表されたことに鑑み、いかに検証するかということを最初に取り上げているのが特徴である。さらに、主要行の不良債権問題の正常化を図るとの、「金融再生プログラム」の目標達成を受け、利用者保護への取り組みを重点事項の冒頭に掲げている点も特徴である。

利用者保護への対応

金融改革プログラムにおいては、利用者の満足度の高い金融システムを目指し、そのために利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底を図るとされている。さらに、個人情報保護法の施行後もなお、個人情報等の紛失・漏洩など利用者保護の観点からみて不適切な事例がみられることや、最近の検査結果などに鑑み、利用者保護を重点事